

労使協定（労働者派遣法第30条の4第1項）

ライフイズ株式会社（以下「会社」という。）と会社従業員代表とは、派遣契約を締結した従業員（以下「対象従業員」という。）の待遇に関する事項（労働者派遣法第30条の4第1項の規定）に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣従業員全員を対象従業員に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、役職手当、資格手当、業務手当、加算業務手当、その他個別に定める手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和3年職業安定業務統計調査」（厚生労働省）の「各対象職種の小分類」を採用する。（別表1）

（2）通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。

（3）地域調整については、通達に定める「地域指数」の「都道府県別地域指数」により調整する。

（4）退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額は別表1の職種が該当する。また、この金額は前条の（1）の職業安定業務統計調査の金額に地域指数を乗じ（1円未満の端数切り上げ）、その額にさらに5%乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

（1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

（2）各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の

【能力・経歴調整指数表】のとおりとする。

【能力・経験調整指数表】

業種	0 (基準値)	1	2	3
技能基準区分 1～3等級	技能基準区分 4～5等級 及び 自社3年以上 及び 直近1年の出勤率 80%以上 及び スキルチェックシート B 以上 3回	技能基準区分 6～7等級 及び 自社5年以上 及び 直近1年の出勤率 90%以上 及び スキルチェックシート A 以上 4回	技能基準区分 8～9等級 及び 自社8年以上 及び 直近1年の出勤率 90%以上 及び スキルチェックシート A 以上 4回	

既存社員は、改定前及び改定後の経歴をたしたものとする。

降格時は出勤率及び出勤率以外の数値の1.5倍(端数切上)の各々の数値をクリアすることで昇格を認める。ただし、最低配置期間を1年以上とする。

定年を60歳とし、定年再雇用者は指数2以上のものは指数2に統一するものとする。

【技能基準区分 一覧】

区分	技能基準
9等級	業務に関する高度な専門的知識・技能を有し、係のビジョンと長期目標を設定し、その遂行を図るとともに、部下の指導・教育を行い、その意欲を向上させることができる。
8等級	業務に関する高度な専門的知識・技能を有し、係の中・短期目標の遂行を図るとともに、部下の指導・教育を行い、その意欲を向上させることができる。
7等級	業務に関する一般的な専門的知識・技能を有し、グループの短期目標の遂行を図ることができるとともに、下位等級者に的確な助言ができる。
6等級	業務に関する高度な実務知識・技能を有し、判断力を要する業務を確実に遂行するとともに、下位等級者に部分的な助言ができる。
5等級	業務に関する一般的な実務知識・技能を有し、ある程度判断力を必要とする業務を、正確に遂行できる。
4等級	業務に関する基礎的な実務知識・技能を有し、主として定型的な業務を、正確に遂行できる。
3等級	業務に関する基礎的な実務知識・技能を有し、定型的な業務を、指導・助言を受けながら遂行できる。
2等級	業務経験者であるが、自社ルールに則った定型業務に関する基礎的な知識・技能を学びつつ、指導・助言を受けながら遂行できる。
1等級	業務未経験であり、一から業界共通的な定型業務に関する基礎的な知識・技能を学びつつ、指導・助言を受けながら遂行できる。

2 会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～20%の範囲で昇給を行うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、給与規定に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 削除

第8条 削除

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 第4条に定める指数表を用いて年に1回原則として4月に評価をする。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同等のものとする。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

令和5年3月20日



ライフウィズ株式会社 代表取締役 佐々木 隆吏



ライフウィズ株式会社 従業員代表 三川 貴裕

別表 1

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）
 無期雇用かつフルタイム労働者の平均求人賃金（月額×12÷52÷40で時給換算）に賃金構造基本統計調査
 の賞与指数と能力・経験調整指数を掛けて計算

令和5年4月

職種	地域	経験調整指数			
		0	1	2	3
663 貨物自動車運転手	京都	1,419	1,650	1,783	1,832
	京都	1,211	1,406	1,521	1,562
684 フォークリフト運転作業員	滋賀	1,180	1,371	1,482	1,522
	京都	1,192	1,385	1,498	1,539
754 倉庫作業員	滋賀	1,162	1,350	1,459	1,500
	京都	1,186	1,378	1,489	1,531
259 その他の一般事務	滋賀	1,155	1,342	1,452	1,493
	京都	1,334	1,550	1,675	1,722
669 その他の自動車運転の職業	滋賀	1,300	1,511	1,632	1,678
	京都	1,136	1,320	1,427	1,466
569 その他の製品製造等	滋賀	1,107	1,287	1,391	1,428
	京都	1,054	1,225	1,323	1,361
258 医療・介護事務員	滋賀	1,027	1,193	1,290	1,326
	京都	1,008	1,171	1,266	1,301
371 看護助手	滋賀	982	1,141	1,233	1,268
	京都	1,241	1,441	1,558	1,601
163 保育士	滋賀	1,209	1,404	1,518	1,560
	京都	1,187	1,379	1,490	1,532
429 他に分類されないサービス	滋賀	1,157	1,343	1,453	1,494

職種は「令和3年職業安定業務統計」の「小分類」を採用

別表 2

対象従業員の賃金

令和 5 年 4 月

職種	地域	経験調整指数			
		0	1	2	3
663 貨物自動車運転手	京都	1,419	1,650	1,783	1,832
	京都	1,211	1,406	1,521	1,562
684 フォークリフト運転作業員	滋賀	1,180	1,371	1,482	1,522
	京都	1,192	1,385	1,498	1,539
754 倉庫作業員	滋賀	1,162	1,350	1,459	1,500
	京都	1,186	1,378	1,489	1,531
259 その他の一般事務	滋賀	1,155	1,342	1,452	1,493
	京都	1,334	1,550	1,675	1,722
669 その他の自動車運転の職業	滋賀	1,300	1,511	1,632	1,678
	京都	1,136	1,320	1,427	1,466
569 その他の製品製造等	滋賀	1,107	1,287	1,391	1,428
	京都	1,054	1,225	1,323	1,361
258 医療・介護事務員	滋賀	1,027	1,193	1,290	1,326
	京都	1,008	1,171	1,266	1,301
371 看護助手	滋賀	982	1,141	1,233	1,268
	京都	1,241	1,441	1,558	1,601
163 保育士	滋賀	1,209	1,404	1,518	1,560
	京都	1,187	1,379	1,490	1,532
429 他に分類されないサービス	滋賀	1,157	1,343	1,453	1,494

職種は「令和 3 年職業安定業務統計」の「小分類」を採用